

児童手当受給者のみなさん 現況届の提出を忘れずに

現況届の提出について

児童手当を受給されている人は、毎年6月中に現況届を提出することになっていきます。この届は、6月1日現在の養育状況を記載していただき、児童手当などを引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。この現況届の提出がないと6月以降の手当てが受けられなくなります。なお、現況届の用紙は町から6月上旬に送付します。必ず提出してください。

現況届提出の際に次の書類をお忘れなく

- 請求者がサラリーマンなどの厚生年金等加入者の場合は健康保険証の写し。
(国民健康保険加入者は不要)
- 児童手当用の所得証明書
(今年の1月1日に御代田町に住所がなかった方)

支給対象

児童手当などは、小学校修了前までの児童を養育している人に支給されます。ただし、前年の所得が一定額以上の場合には、児童手当などは支給されません。(限度額表をご覧ください)

◎表1は国民年金加入者、表2は厚生年金などの加入者の所得制限限度額表。

支給額(月額)

*法改正により平成19年4月より支給月額は次のとおりです。

- 3歳未満の児童
 - 一律……………10,000円
 - 3歳以上小学校修了前の児童
 - 第1子……………5,000円
 - 第2子……………5,000円
 - 第3子……………10,000円
- 問い合わせ先
町民課福祉係(内線45番)

表1

扶養親族などの数	所得制限限度額
0人	460万円
1人	498万円
2人	536万円
3人	574万円
4人	612万円
5人	650万円

表2

扶養親族などの数	所得制限限度額
0人	532万円
1人	570万円
2人	608万円
3人	646万円
4人	684万円
5人	722万円

恩給欠格者・戦後強制抑留者・引揚者のみなさまへ 「特別慰労品」贈呈のご案内

平和祈念事業特別基金では、いわゆる恩給欠格者、戦後強制抑留者及び引揚者のみなさまに対して、あらためて慰藉の念を表すための特別記念事業として、「特別慰労品」を贈呈することになりました。

この特別慰労品は、過去に基金から内閣総理大臣名の書状を受けられたみなさまに贈呈するとともに、書状を受ける資格があつたにもかかわらず、請求されていない方にも贈呈します。

※今回の特別慰労品はご本人からの請求に基づいて贈呈されますので、ご遺族などの方からの請求はできません。

受付期間

平成19年4月1日～平成21年3月31日

※資料及び申請書は町民課福祉係の窓口にあります。

対象者及び条件

○恩給欠格者

- 旧軍人として1年以上在職した。
- 年金の軍人恩給を受けた事がない。
- 共済年金などを受けていない。

○戦後強制抑留者

- 戦後、旧ソ連邦又はモンゴル国の地域で強制抑留されていた。

○引揚者

- 特別交付金の支給を受けた引揚者又は、受ける資格のあつた引揚者。

問い合わせ先 町民課福祉係(内線45番)

遊休農地の解消と防止のため

そばの種子を無料で差し上げます

町では、増加する遊休農地の解消と防止のため、そばを作付けし農地を有効に利用していただく目的で、種子を無料で差し上げます。

頒布条件

- 農地を所有している方
- 10aあたり6kg位の頒布
- 品種は「信濃1号」
- 本年度種子を頒布した方は、来年度から3年間是自己収穫した種子を播種してください。

申し込み期限 6月29日

*頒布日は、後日連絡します。

*頒布した種子を、まかなかった場合や不正があった場合は、種子の返却または相当額の返還を請求します。

コンバインでの刈り取りを希望する場合

- 農地の一筆が10a以上で、2トン車が入れるくらいの道路に接していること
- 種まきは、うね幅50cmのすじまきにする
- と収量も増えます。

- 刈り取り料は、10a当たり7,000円

- 刈り取り日などは申し込み後、あらためて連絡します。

※申し込み用紙は産業建設課にあります。

※印鑑を持参してください。

問い合わせ先

産業建設課 農林政策係(内線26番)

6月は土砂災害防止月間です 土砂災害にご用心を!

地すべりやがけ崩れによる土砂災害などは、私たちの生命や財産を一瞬で呑み込んでしまうこともあります。いざというときのために日頃から十分な備えをしておきましょう。

【住んでいる地域を調べておきましょう】

- 今までにどんな災害が発生したか
- これからどんな災害が発生しやすいか
- 付近の水路に落ち葉などが詰っていないか
- 自宅の裏山はどうなっているか

【災害発生時にどのような行動をしたらよいか前もって調べておきましょう】

- 自宅や勤務先に最も近い避難場所はどこか
- 避難場所までの道順と道路の状況はどうか
- 家族との連絡方法や落ち合う方法は

【災害発生時に必要なものを備え、いつでも持ち出せるように備えておきましょう】

- 食料、飲料水、懐中電灯、携帯ラジオ、ろうそく、貴重品、医療品、衣料など

【正しい情報を入手し、早めに適切な対応をすることが大切です】

- 降り続く雨の量に注意しましょう
- テレビ・ラジオの気象情報に耳を傾けましょう
- 「砂防情報ステーション」で、土砂災害警戒情報や雨量などの情報を24時間お知らせしています。
 - インターネット
<http://133.105.11.45/index.html>
 - 携帯電話:iモード(ドコモ)
<http://133.105.11.45/i/>
 - 携帯電話:Yahoo!(ソフトバンク)
<http://133.105.11.45/v/>
 - 携帯電話:Ezweb (au)
<http://133.105.11.45/e/>

【問い合わせ先】

産業建設課 建設係
32-3111(内線33・38番)
佐久建設事務所「災害110番」
0267-63-3174
休日夜間は佐久合同庁舎警備室
0267-63-3111

スポーツ吹矢教室 開催のお知らせ

- 主催 体協カーリング部
浅間高原総合型地域スポーツクラブ
- 開催日時 6月1日～8月3日まで
毎週金曜日 計10回
午後7時30分～午後9時 途中参加も可能
- 会場 カーリングホールみよた
- 参加費 1人 4,000円
(保険、マウスピース、矢、会場使用料等)
- 参加申込 住所・氏名・年齢をFAXまたはmailでカーリングホールみよたへお申し込みください。
- 問い合わせ先 カーリングホールみよた
〒389-0202
長野県北佐久郡御代田町草越1173-141
TEL 32-0019 FAX 32-0069
mail nca@kdn.biglobe.ne.jp
担当 土屋 TEL 32-1323